

京都市告示第 6 0 3 号

京都市水路等管理条例第 3 条の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。
当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 3 1 年 3 月 5 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	久我水 0 0 5 1 号	京都市伏見区久我森ノ宮町4-1番地先 京都市伏見区久我森ノ宮町4-3番地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)